

令和8年度パパ・ママ応援ショップ協賛店舗開拓業務委託 質問回答

令和8年5月28日(木)17時までに提出のあった質問事項について、下記のとおり回答いたします。

No.	質問		回答
	項目	内容	
1	仕様書 4(3)イ 開拓店舗数の数え方、及び 4(5)委託料について	開拓店舗として県に提出・登録完了後、店舗側の事情により短期間で協賛廃止となった場合、ペナルティ(委託料減額)の対象となる不足店舗数として扱われるのでしょうか？	委託料の減額の対象にはなりません。受託者は新規協賛店舗開拓時に十分説明するなど、短期間での協賛廃止が発生しないよう努めてください。
2	仕様書 4(3)イ 開拓店舗数の数え方について	対象外となる事業(多子世帯応援ショップ、ママ・パパ・リフレッシュ事業、赤ちゃんの駅)に登録済みの店舗リストは、業務開始時に県からデータ提供をいただくことは可能でしょうか？	受託者からの希望があった場合には契約後に、契約日時点でのパパ・ママ応援ショップ、多子世帯応援ショップ、ママ・パパ・リフレッシュ事業、赤ちゃんの駅の登録済店舗一覧(店舗名、店舗所在地等)をエクセル形式で提供します。
3	仕様書 4(1)業務の概要について	協賛店舗を開拓する手法として、委託予定額の範囲内で受託者が主体となってWEB広告(バナー広告等)を実施し、協賛店舗の募集・開拓を行うことは可能でしょうか。	委託予定額の範囲内で、受託者の独自提案として、WEB広告を実施することは可能です。ただし、広告実施前に、広告内容に事実誤認等が無いかについて、県の確認を受けてください。 また、No.5の質問と関連しますが、受託者の不利益とならないよう、WEB広告により協賛申込をした店舗が分かるような手法で実施してください。
4	仕様書 4(3)ア 新規協賛店舗開拓数について	「全て県内に所在する店舗とする」とありますが、埼玉県内に本社があるものの実店舗が県外にある場合は対象外という認識で相違ないでしょうか。また、実店舗を持たない県内事業者のオンラインショップ(ECサイト)や訪問型サービス等は対象となりますでしょうか。	御認識のとおり、埼玉県内に本社があるが、実店舗が県外の場合には、新規協賛店舗開拓数のカウントの対象外となります。 実店舗を持たないオンラインショップ(ECサイト)や訪問型サービス等については、県内がサービスの対象となる場合に、1店舗としてカウントします。(この内容については、契約時の仕様書に明記します。)
5	仕様書 4(2)店舗開拓手順について	受託者が開拓・交渉中の店舗が、受託者経由(様式1の提出)ではなく、直接県のウェブサイト等から協賛申込を行ってしまった場合、受託者の開拓実績としてカウントすることは可能でしょうか。	開拓・交渉中の店舗が直接申込みをしてしまった旨の申し出が受託者からあった場合、県が店舗に対して事実確認を行います。受託者の開拓によって協賛申込みをしたことが確認できた場合は、新規協賛店舗数にカウントします。

No.	質問		回答
	項目	内容	
6	仕様書4. (2)ウエ 協賛の申し込みについて	<p>ウに企業・店舗から協賛の同意が取れた場合は、開拓した店舗に指定の「協賛申込書」を記入させる。とありますが、個店の場合は企業・店舗の負担、開拓効率を考慮し、「パパ・ママ応援ショップ／多子世帯応援ショップ新規協賛申込フォーム(個店登録用)」での申し込み受付は可能でしょうか。</p> <p>可能な場合において、受託者にて「新規協賛店舗開拓リスト(様式2)」の作成にあたり、申込フォームに入力された内容について県からの共有方法をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>仕様書において、受託者は、協賛店舗が記入した「協賛申込書(様式1)」の内容をもとに、「新規協賛店舗開拓リスト(様式2)」を作成し、県に提出することとしています。県ホームページに掲載の申込フォームで申請があった場合、申請の都度、県から受託者に申込フォームの入力内容を伝達する必要が生じます。</p> <p>そのため、申込フォームではなく、「協賛申込書(様式1)」により申込みの受付を行ってください。</p>